

事務連絡
令和3年8月25日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足
(規模別協力金)**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)の協力要請推進枠における、対象者の売上高又は売上高減少額に応じた飲食店向けの規模別協力金(以下「規模別協力金」という。)の要件等につき、以下のとおり、補足事項を示します。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

〇. 規模別協力金支給事務の迅速化について

これまで、令和3年7月12日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について(規模別協力金)」、令和3年7月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足等(規模別協力金)」、令和3年8月5日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足(規模別協力金)」及び令和3年8月18日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足等(規模別協力金)」において、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域(まん延防止等重点措置区域のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域)にて、令和3年7月12日以降、酒類の提供停止を伴う休業または営業時短要請等に係る協力金の申請(売上高方式で申請する事業者に限る。)を行っている都道府県が、協力金の早期給付を行うことにより、給付のさらなる迅速化に努めていただくようお願いしているところ。

今般、新たに緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に追加された都道府

県においても、早期給付額を、要請期間の全期間（緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域への追加以降の期間に限る。）につき、令和3年7月12日付事務連絡において示された1日当たりの給付単価額により算出した額を上限として設定できることも踏まえ、令和3年7月12日付事務連絡・令和3年8月18日付事務連絡を参照し、早期給付の取組みをご検討頂くようお願いいたします。

【照会先】

(1) 規模別協力金について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部

西中・寺井・服部・鈴木・小林

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752